

平成 26 年 6 月 日
認知症対策分科会

第 6 期（平成 27～29 年度）練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
における検討課題

認知症になっても安心して暮らせる地域づくり

【目標】

区民、関係機関、区が協力して、認知症の人とその家族を支えることにより、認知症になっても安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

【現状と課題】

国の調査では、高齢者の認知症の有病率推定値は 15%であり、区内では、現在、約 2 万 2 千人の方に何らかの認知症の症状があると推計されます。また、軽度認知障害（MC I）の人が 13%潜在しているとされ、高齢化の進行に伴い、今後も増加すると予測されます。

認知症には、症状の自覚や体調の変化を適切に周囲に伝えにくい、症状が進行すると対応が難しくなる場合があるなどの特徴があり、認知症があっても、医療や介護保険サービス等の支援につながらないまま症状が進行していく人が多くいることが考えられます。そのため、事後的な対応から、早期・事前的な対応に重点を置いた対策が必要となっています。

また、認知症の人の 5 割は在宅で生活しているという調査結果もあり、認知症の人や家族が安心して生活するためには、介護保険サービスの充実とともに、多様な支援が求められています。

区では、第 5 期計画において、医師による認知症講演会等をはじめとする普及啓発や、タッチパネル式の認知機能測定機器を高齢者施設に設置するなど、認知症の早期発見・早期対応の推進に努めてきました。

練馬区高齢者基礎調査によると、認知症対策で必要なことは、高齢者一般、要介護認定者とも「認知症の兆候を早期に発見できる仕組みづくり」が最も多く、次いで、「相談先や居場所の整備」が多くなっています。また、今後力を入れてほしい高齢者施策は、要介護認定者では「介護している家族への支援」が最も多くなっています。

このような現状を踏まえ、認知症の早期発見・早期対応をさらに推進するとともに、相談体制や在宅生活支援の充実、認知症の人や家族を支える地域づくりに取り組む必要があります。

【施策の方向性と主な取組事業】

1 早期発見・早期対応の推進

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、認知症に早期に気づき、相談や診断・治療につながり、適切な支援を受けることが大切です。引き続き、認知症専門医等の協力を得て、身近な地域で講座を開催し、早期発見・早期対応の重要性についての理解・普及に努めます。

また、早期の気づきから相談や診断につながるよう、高齢者やその家族が、認知症が疑われる症状があるかを気軽に確認できる「認知症チェックシート」の活用を図ります。高齢者施設に設置しているタッチパネル式の認知機能測定機器については、認知症に関する講演会や介護予防の催しなど、様々な機会を捉えて紹介し、利用を促進するとともに、事業の中での活用を図ります。

《主な取組事業》

事業 医師による認知症地域講座

事業 **新規** 認知症早期発見のための認知症チェックシートの活用

事業 高齢者相談センターにおける相談対応

事業 認知症早期発見のための機会提供

2 適切な支援につながるための相談体制の充実

認知症の人を適切に支援に結びつけるために専門医の協力を得て高齢者相談センター本所で実施している認知症（もの忘れ）相談事業について、医師と医療職・介護職等による訪問相談の体制を整え、認知症初期の人への相談支援の充実を図ります。

また現在、認知症の人への関わり方についての相談が多いことから、認知症介護に関わる専門職（認知症介護指導者）の協力を得て、介護と支援の相談を実施します。

《主な取組事業》

事業 認知症（もの忘れ）相談事業

事業 **新規** 認知症介護・支援相談事業

事業 高齢者相談センター職員向け研修

事業 認知症ケアに関する関係機関等連絡会

3 在宅生活支援の充実について

(1) 介護家族支援の充実

認知症の人を介護する家族は、悩みを安心して話せる場が少なく、地域で

孤立している場合が少なくありません。介護家族の立場から介護に関する悩みや相談に応じている電話相談の回数を増やすとともに、介護家族の学習・交流会等の開催を通じ、介護者のストレスケアの充実を図ります。また、介護家族の会の周知や運営支援を行うとともに、会を支援するボランティア（介護家族パートナー）や民生委員等を対象とした支援力向上のための講座の充実を図ります。

このほか、緊急時の受入れ先として高齢者緊急ショートステイの運営や後方支援病床の確保に努め、介護家族支援の充実を図ります。

《主な取組事業》

- 事業 認知症介護家族による介護なんでも電話相談
- 事業 介護家族支援に関する講座
- 事業 介護家族の会および支援者ネットワーク連絡会の開催
- 事業 高齢者緊急ショートステイ
- 事業 後方支援病床の確保

(2) 認知症の人の権利擁護

高齢者は、契約や金銭管理等の日常生活の様々な場面において支援を要することが多く、特に認知症の症状がある人の場合、本人の権利が適切に擁護されるための支援が必要です。

成年後見制度の周知、利用促進を図るため、成年後見制度に関する一般相談や専門相談に加え、各地域で出張相談を行うなど、相談事業の充実を図ります。また、地域の福祉団体が実施する相談会や勉強会への支援を行います。

認知症の症状がある人の増加に伴い、成年後見制度の需要も高まり、弁護士や司法書士等の専門家による支援に加え、後見業務を担う意欲のある区民による「社会貢献型後見人」の必要性が高まっています。このような状況を踏まえ、社会貢献型後見人の養成研修の充実を図るとともに、社会貢献型後見人が後見業務を受任しやすい仕組みを整備します。

社会貢献型後見人が後見人に選任された場合には、練馬区社会福祉協議会が後見監督人を受任し、社会貢献型後見人が安心して後見業務を行えるよう支援します。合わせて、後見人連絡会や研修会を実施し、親族後見人に対する支援を拡充します。

《主な取組事業》

- 事業 成年後見制度の周知・利用促進
- 事業 社会貢献型後見人の普及・育成・活用

(3) 介護保険サービスの質の向上

認知症の人への支援のうち、大きな比重を占めるのが介護保険サービスです。介護保険サービスにおける認知症ケアの拠点として、地域密着型サービス事業所を、日常生活圏域ごとに適切に整備します。

また、練馬介護人材育成・研修センターとの連携により認知症ケアに役立つ研修の充実を図るとともに、事業者指導等を通じてサービスの質の向上に努めます。

《主な取組事業》

事業 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備

事業 認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）の整備

事業 練馬介護人材育成・研修センターへの支援

事業 介護サービス事業者への指導

(4) 医療・介護・地域の連携の推進

認知症の症状の緩和や生活機能の改善を図るためには、治療だけでなく介護現場でのケアや日ごろの関わりが重要であり、医療と介護等の関係者が連携して、認知症の人の在宅生活を支えていく必要があります。

そのため、医療と介護の関係者や介護家族等で構成される「在宅療養推進協議会」を設置し、医師、看護師、ケアマネジャー等の多職種連携や在宅療養支援を推進するための取組を進めています。今後、医療とのコーディネートや相談支援をさらに強化するため、高齢者相談センター本所に認知症地域支援推進員を配置します。

また、医療・介護・家族の関係者で連絡や情報共有をしやすいするため、ICT（情報通信技術）や紙媒体を活用した情報共有ツールを作成し、効果的な支援につなげていきます。

このほか、認知症支援に関する地域資源や制度、症状の発見から、治療、介護保険サービス利用の流れ（認知症ケアパス）を掲載した情報集を作成します。合わせて、認知症の人が支援を受けながら生活していくモデルを紹介し、認知症支援の普及啓発を進めます。

《主な取組事業》

事業 **新規** 認知症地域支援推進員の配置

事業 介護・医療情報の共有化

事業 **新規** 認知症地域資源情報集の作成、生活モデルの紹介

事業 認知症ケアに関する関係機関等連絡会

(5) 若年性認知症の人への支援

65歳未満で認知症を発症した若年性認知症の人への支援については、都の関係機関と連携しながら、高齢者相談センターを窓口として個別に対応を行っています。若年性認知症については、社会的な理解が進んでいないことから、講演会を開催し若年性認知症への理解の普及啓発を図ります。合わせて、支援の充実を図るための学習会や、練馬介護人材育成・研修センターと連携し、若年性認知症への対応力を向上させる研修を開催します。また、区が高齢者向けに実施している福祉サービスについても、必要なサービスを精査し、若年性認知症の人へ利用を拡大します。

《主な取組事業》

事業 若年性認知症の人への総合支援

4 地域における支え合いの強化

(1) 認知症サポーターの養成と活用

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る「認知症サポーター」の養成講座を、高齢者に接することの多い商店や金融機関、学校、警察、消防、交通機関等へ呼びかけを行い、幅広い分野の方々にサポーターとなっただけのよう取り組みます。また、認知症サポーターが認知症の人や家族を支える担い手として活動できるよう、フォローアップ講座の実施や高齢者の日常生活を支える事業の紹介等を通じて支援します。

《主な取組事業》

事業 認知症サポーターの養成・活用

(2) 区民主体の見守り活動の推進

高齢者の見守りを区内全域に拡大するため、日常生活上の異変の気づきのポイントや発見した場合の相談窓口等をまとめ、研修会の開催やリーフレットの作成を通じて、普及啓発を図ります。また、見守りの活動の中心となる区民の育成を合わせて行います。

このほか、地域ごとに見守り連絡会を立ち上げ、区民主体の見守り活動を継続的に支援していきます。

認知症の人の徘徊対策のための事業については、「認知症の家族のことを周囲に知られたくない」「一般の人に探してもらうのに抵抗がある」との声があることから、GPS（全地球測位システム）を活用した探索サービスを中心に実施します。

《主な取組事業》

- 事業 **新規** 見守りサポーター、見守りリーダーの養成
事業 認知症高齢者位置情報提供サービス利用料助成

5 認知症予防の推進

制度改正に伴い新設する介護予防・生活支援事業において、高齢者の要望の多い認知機能の低下を予防する教室を実施します。心身状況を判定する基本チェックリストにより対象者を把握し、軽度の認知機能の低下が心配な方に対し、生活習慣の改善や社会参加の機会拡充等のための支援を行います。

また、認知症予防の普及啓発にあたっては、最新の知見を取り入れ、各事業の実施方法を工夫しながら参加者数の増加を図ります。普及啓発をさらに拡大するため、多くの高齢者が集まる敬老館や高齢者センター、地区区民館等において、地域で認知症予防活動に取り組む認知症予防推進員の活動の場を広げ、講座・教室の拡充を図ります。合わせて、区が調整役となって団体間の連携の促進に取り組み、団体等の情報を発信していきます。

《主な取組事業》

- 事業 (仮称) 認知機能低下予防教室 **新規**
事業 一般介護予防事業
介護予防普及啓発事業
地域介護予防活動支援事業